文部科学省

# 教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査
# （令和５年度間）

令和７年２月
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

# 調査の概要

文部科学省

## 教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和５年度間）

○調査時期：令和６年８月

○調査対象

- 都道府県教育委員会（47）
- 指定都市教育委員会（20）
- 市町村等教育委員会（1718）

（特別区、広域連合（教育委員会の権限に属する事務の全てを処理するものに限る。）等を含み、事務の一部のみを処理するものは含まない。）

○対象期間：令和５年度間または令和６年３月31日の状況

○主な調査内容：

- 専ら教育行政に関与する弁護士（スクールロイヤー）に相談できる体制の有無
- 都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーの市町村等活用可否
- スクールロイヤーに依頼可能な業務内容
- スクールロイヤーに依頼して効果的だった事例
- 自治体の顧問弁護士等を含むスクールロイヤー以外の弁護士に相談できる体制の有無
- 今後の教育行政に係る法務相談体制構築の見通し

# 専ら教育行政に関与する弁護士（スクールロイヤー）に相談できる体制の有無

文部科学省

- 専ら教育行政に関与する弁護士（以下「スクールロイヤー」という。）に相談できる体制がある自治体は都道府県で87.2%、指定都市で95.0%、中核市で71.0%、市町村等（中核市を含む。以下同じ。）で13.7%であった。

## スクールロイヤーに相談できる体制の有無

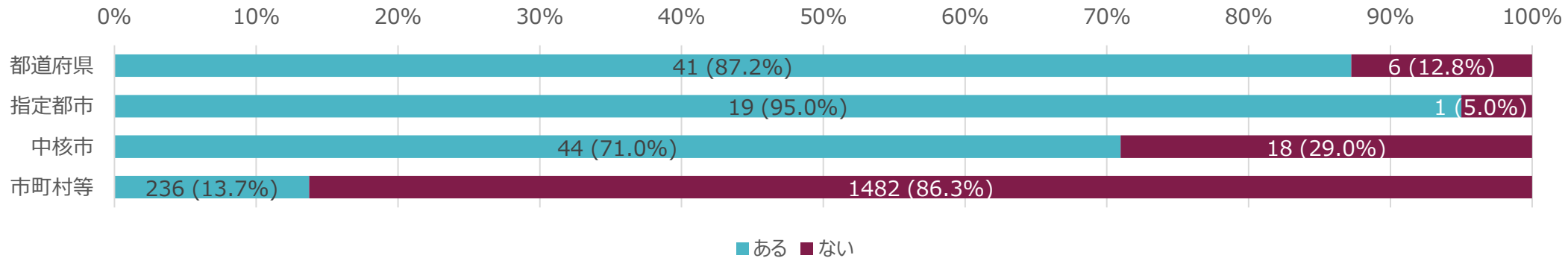


## 【参考】スクールロイヤーへの相談体制を構築している自治体数の推移（R2～R5）

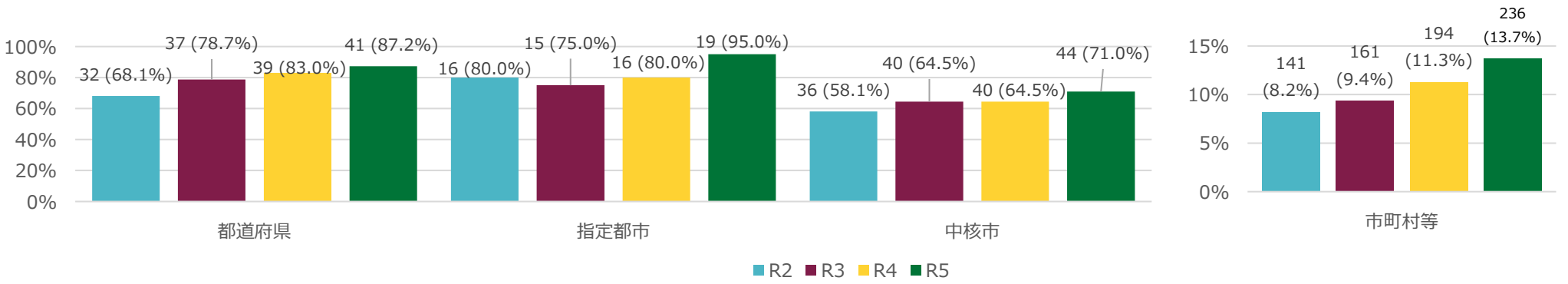


（※）今年度から本調査における「専ら教育行政に関与する弁護士（スクールロイヤー）」について、以下の三点を満たす場合に、スクールロイヤーに相談できる体制が「ある」を選択するようにした。

- 当該自治体で委嘱・契約している弁護士であること
- 自治体の法務全般に関与するために委嘱・契約しているのではなく、教育・学校問題に関与するために委嘱・契約している弁護士であること
- いじめ対応や保護者対応等の学校・教育委員会で生じる案件について、学校・教育委員会に対して助言等を行う、学校・教育委員会の立場に立った代理人として保護者等との学校・教育委員会の交渉の窓口となる、又は、保護者等との面談に同席する弁護士であること

①スクールロイヤー配置済の自治体について

# 都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーの市町村等活用可否

文部科学省

## 都道府県教育委員会が配置するスクールロイヤーは市町村等も活用可能であるか

| | |
|---|---|
| 県立学校、市町村等教育委員会のどちらも活用可能である | 33 (80.5%) |
| 市町村等教育委員会のみ活用可能である | 1 (2.4%) |
| 都道府県立学校のみ活用可能である | 7 (17.1%) |

（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

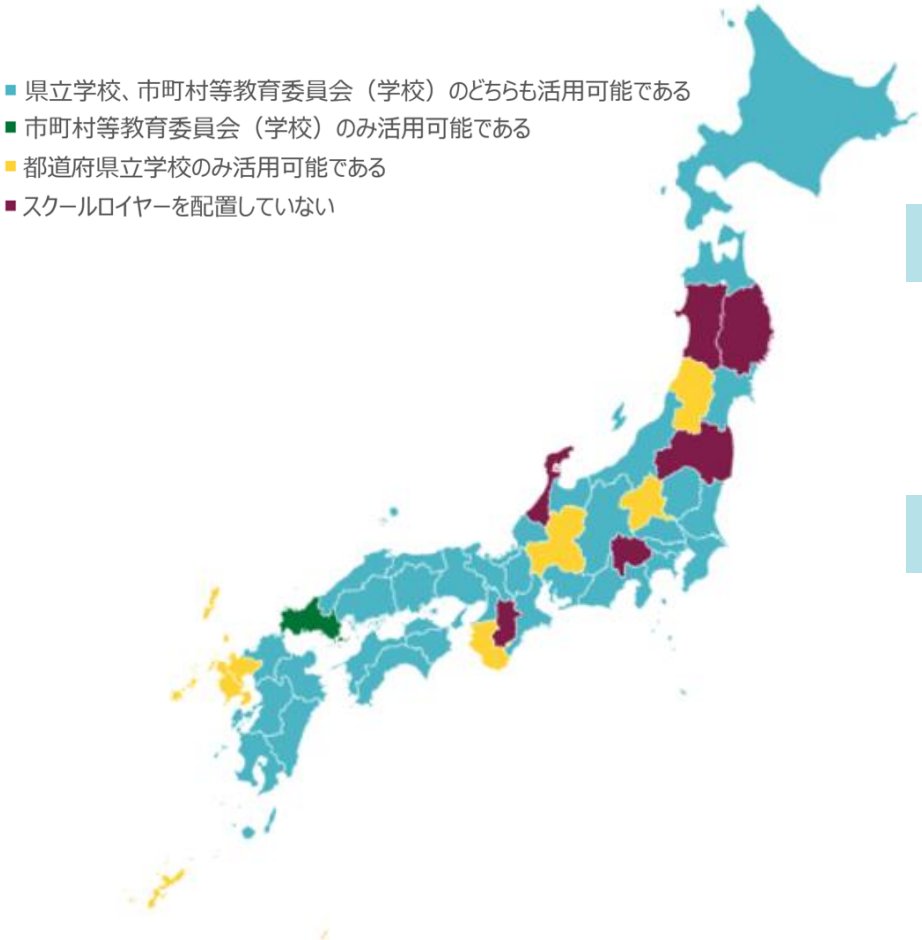


### 都道府県立学校のみ活用可能である（7自治体）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 山形県 | 群馬県 | 岐阜県 | 和歌山県 |
| 佐賀県 | 長崎県 | 沖縄県 | |

### スクールロイヤーを配置していない（6自治体）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 岩手県 | 秋田県 | 福島県 | 石川県 |
| 山梨県 | 奈良県 | | |

# スクールロイヤーに依頼可能な業務内容

文部科学省

- 全てのスクールロイヤー配置済の自治体において、学校・教育委員会への「助言・アドバイザー業務」を依頼可能となっている。
- 「保護者との面談への同席業務」を依頼可能としている自治体は、都道府県で7.3%、指定都市で26.3%、市町村等で27.1%ある。
- 「交渉における代理業務」を依頼可能としている自治体は、都道府県で2.4%、指定都市で26.3%、市町村等で13.1%ある。

## 学校・教育委員会がスクールロイヤーに依頼可能な業務内容（複数回答）

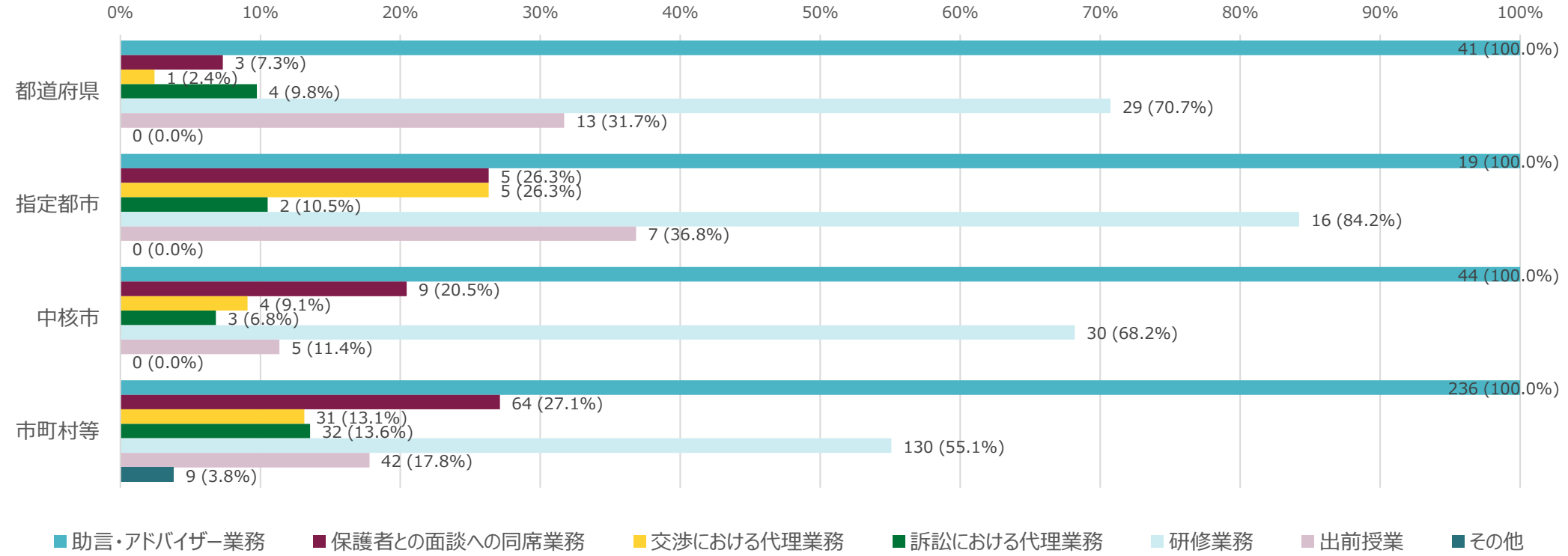


（※）「交渉における代理業務」とは、学校・教育委員会の立場に立った代理人として、保護者等との学校・教育委員会の交渉の窓口となる業務を指し、
「訴訟における代理業務」とは訴訟等において学校・教育委員会の立場に立った代理人を務める業務
（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

# スクールロイヤーへの法務相談案件の内容①

文部科学省

- 都道府県・指定都市におけるスクールロイヤーに相談する案件としては「保護者等からの苦情や要求に係る対応」、「いじめに係る対応」が多い。
- その他にも、「学校事故に係る対応」、「触法・非行・暴行等の問題行動に係る対応」、「教職員の不祥事に係る対応」が相談案件として多い。

## スクールロイヤーに対する法務相談案件のうち、特に多い内容（１自治体あたり５つまで複数回答）

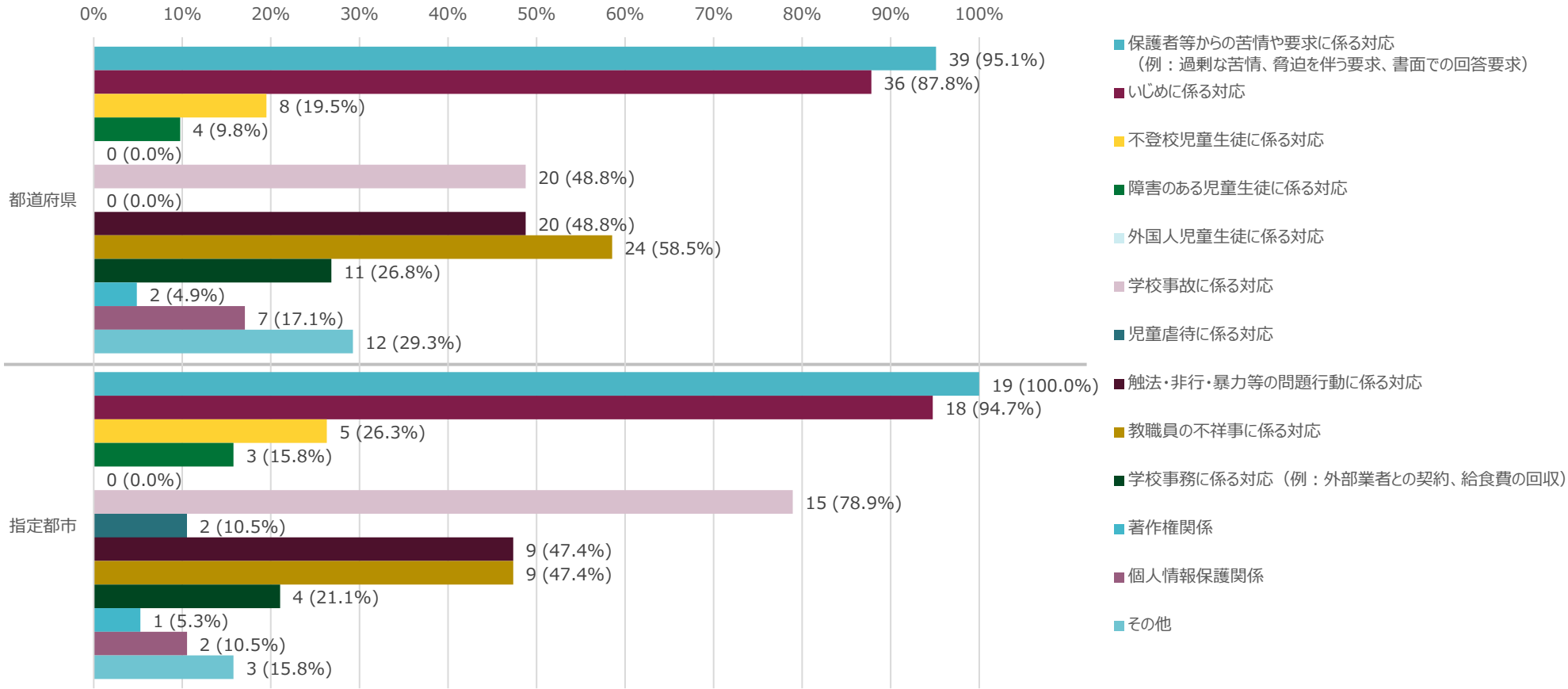


（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

①スクールロイヤー配置済の自治体について

# スクールロイヤーへの法務相談案件の内容②

文部科学省

- 中核市、市町村等においても、スクールロイヤーに相談する案件としては「保護者等からの苦情や要求に係る対応」、「いじめに係る対応」が多い。
- その他にも、「学校事故に係る対応」、「触法・非行・暴行等の問題行動に係る対応」、「教職員の不祥事に係る対応」、「個人情報保護関係」が相談案件として多い。

## スクールロイヤーに対する法務相談案件のうち、特に多い内容（１自治体あたり５つまで複数回答）

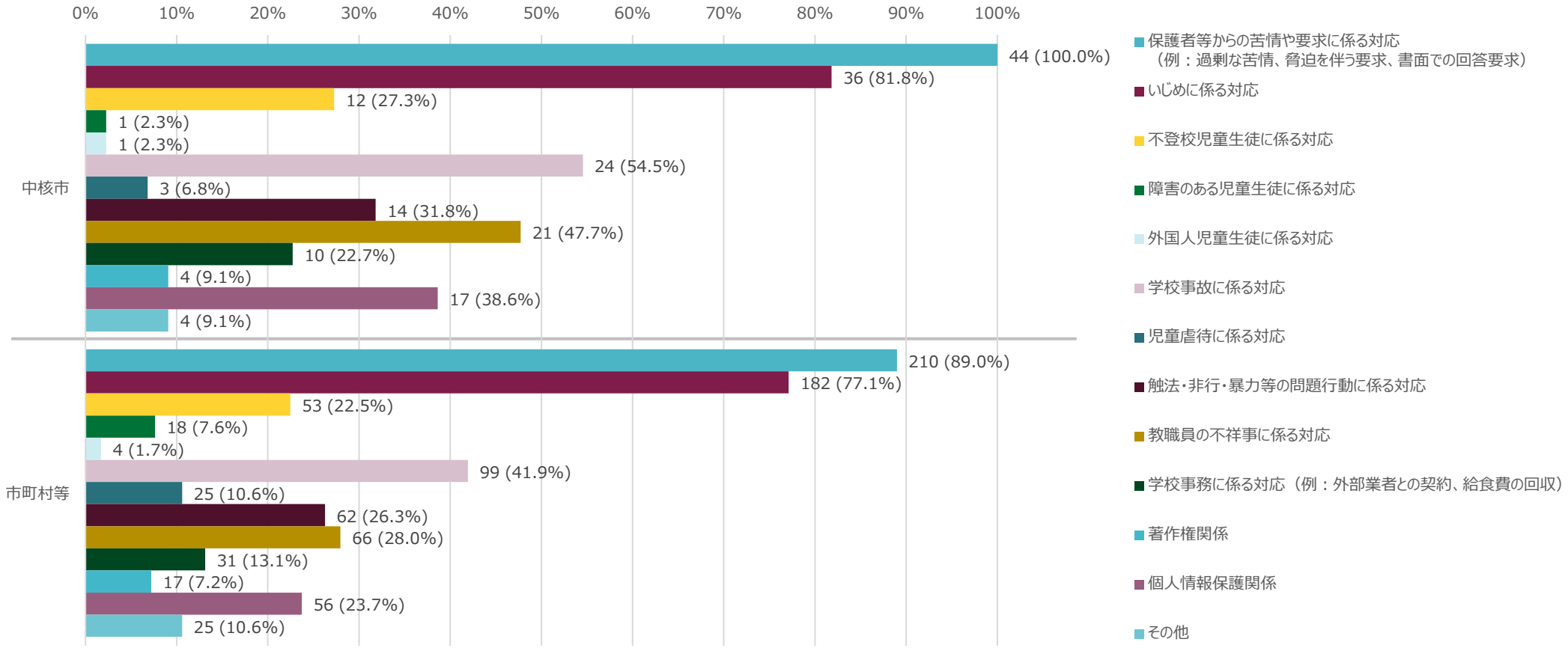


（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

①スクールロイヤー配置済の自治体について

# スクールロイヤーに依頼して効果的だった事例

文部科学省

## スクールロイヤーに相談して特に効果的だった事例

- 保護者からの苦情や要求への対応で法的事項の整理や対応方法について相談できた。
- いじめ重大事態に係る初期対応や保護者への対応について相談できた。
- 暴力事案について、被害者の家族による損害賠償請求があった際、学校・教育委員会における対応方法について相談できた。
- 職員の不祥事に係る対応について、法的事項の整理や対応の相談ができた。
- 生徒間の事案が起きた際に、加害生徒の保護者から学校の対応についての要求があったが、それに対する法的事項の整理や対応方法について相談できた。
- 学校事故に係る損害賠償請求に対する回答について相談できた。
- 生徒間トラブルに関する学校の指導記録の開示請求にあたり、開示する個人情報の範囲について相談、助言を受け、対応できた。
- いじめ重大事態の調査委員会において、調査の進め方や留意点を相談できた。

## 保護者との面談への同席業務や交渉における代理業務を行った事例

- 保護者から学校や教育委員会に対して不当な要求を執拗に繰り返されたが、面談に弁護士が同席することにより、要求の論点が明確になり、当該生徒の学習保障確保に向けた建設的な話し合いを行うことができた。
- 保護者にいじめ重大事態に係る調査に関する説明を行うため、弁護士に同席を依頼した。
- いじめ事案で、被害側、加害側双方同席しての話し合いの際に、弁護士に立ち合い役として同席を依頼した。
- 常勤職員として任用している法曹有資格者が教育委員会の担当者として、直接いじめ対応についてのガイダンス等を保護者に実施することで、保護者と今後の見通しを適切に共有することができた。それにより、保護者も安心し、対応が円滑に進められた。
- 相手方に代理人として弁護士が付いている事案において、代理人と面談を行う際、適切な対応を行うために弁護士に同席を依頼した。
- 学校・教育委員会の対応について、繰り返し長時間にわたって要求を行ってくる保護者への対応について、学校・教育委員会の業務に支障をきたしていたため、弁護士に代理業務を依頼した。

## ①スクールロイヤー配置済の自治体について

# スクールロイヤーの任用・契約形態

文部科学省

● スクールロイヤー任用・契約形態については、特定の弁護士と継続的に契約している場合が多い。

## スクールロイヤーの任用・契約形態（複数回答）

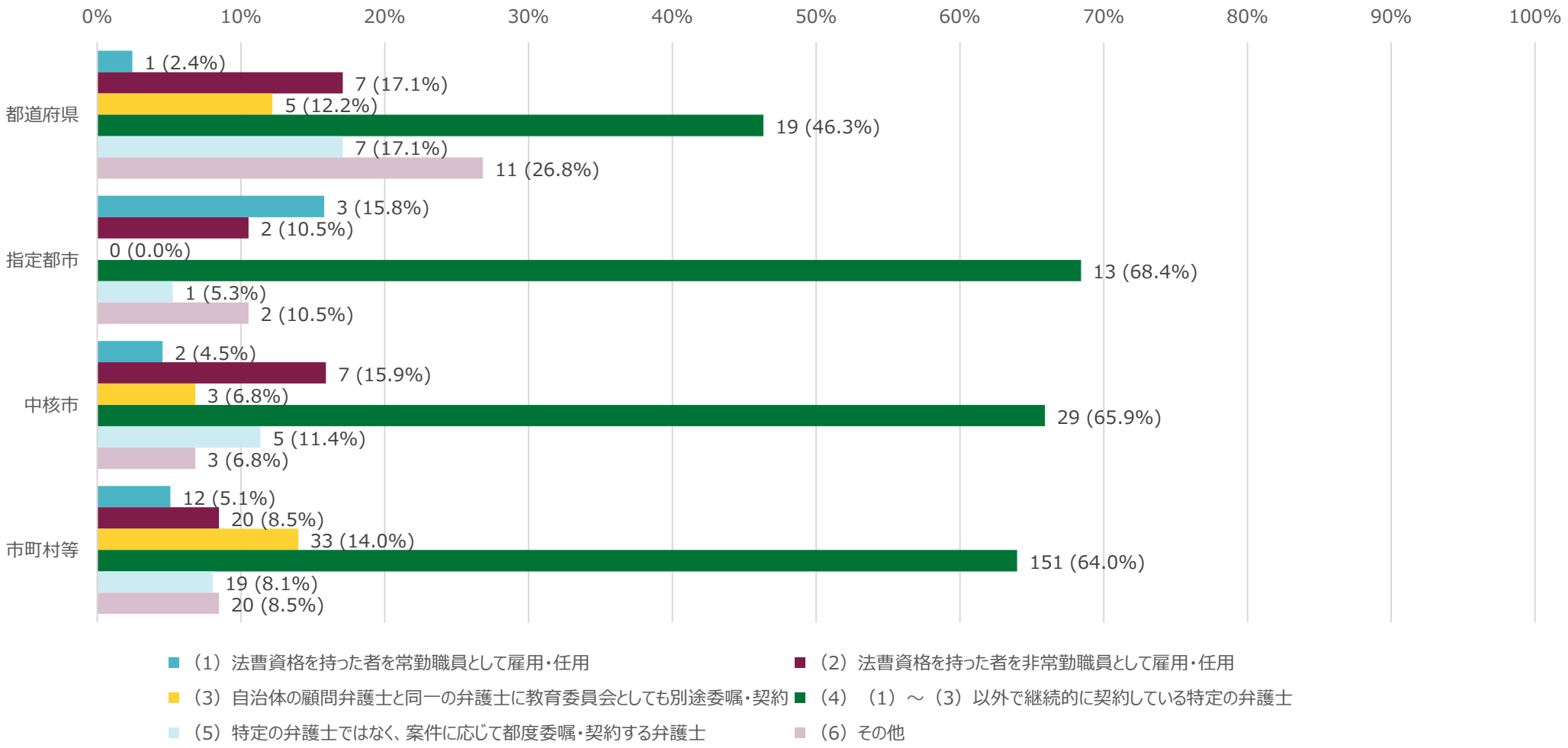


（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

# スクールロイヤーへの報酬の支払い方法

文部科学省

- 学校・教育委員会からスクールロイヤーへの報酬体系は
  都道府県・指定都市では、「対応時間に応じたタイムチャージ」が最も多く、市町村等では「月額固定」が最も多い。

## スクールロイヤーへの報酬の支払い方法 （複数回答）

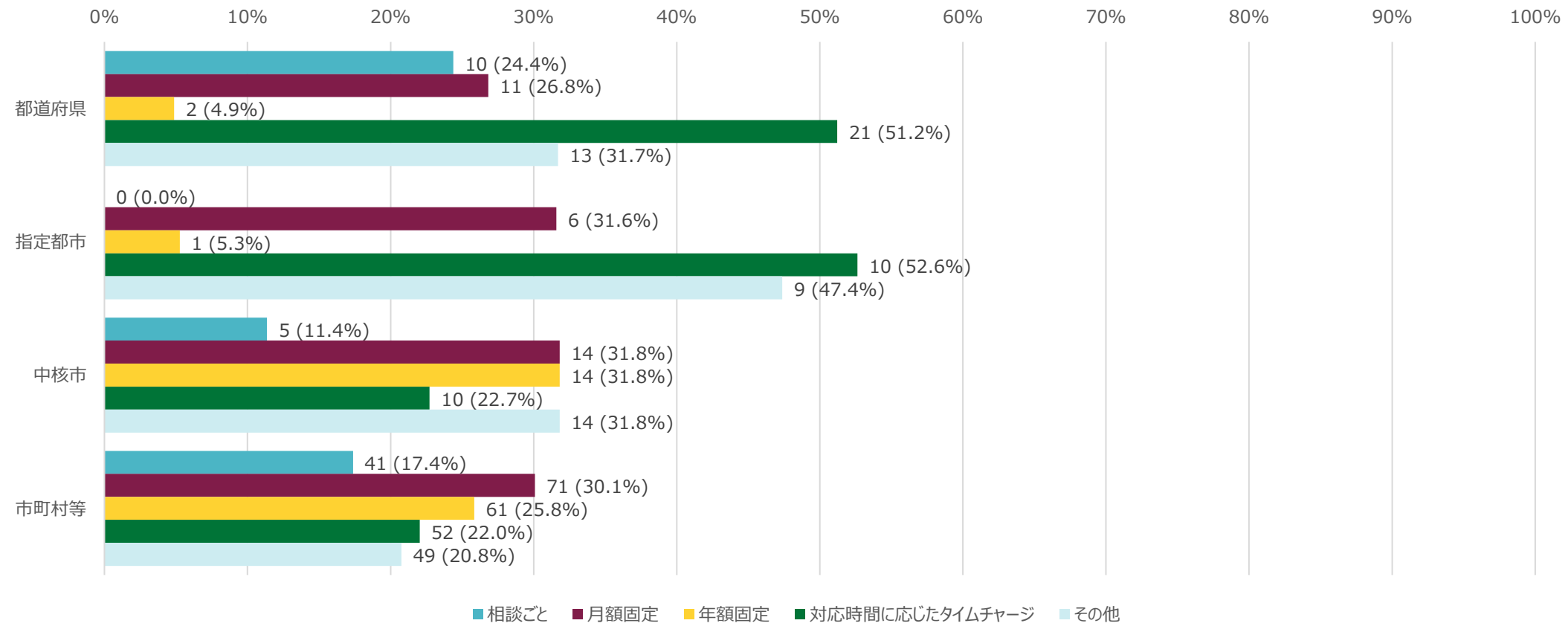


（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

①スクールロイヤー配置済の自治体について

# 学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手順

文部科学省

- 学校がスクールロイヤーに相談をする手順については
「学校からの依頼を受けて教育委員会が相談する」自治体や
「学校管理職又は教職員が教育委員会の事前の了解を得て直接相談する」自治体といった
学校からスクールロイヤーへの相談の際に、教育委員会が事前に関与する自治体が多い。

## 学校・教育委員会からスクールロイヤーへの相談手順（複数回答）

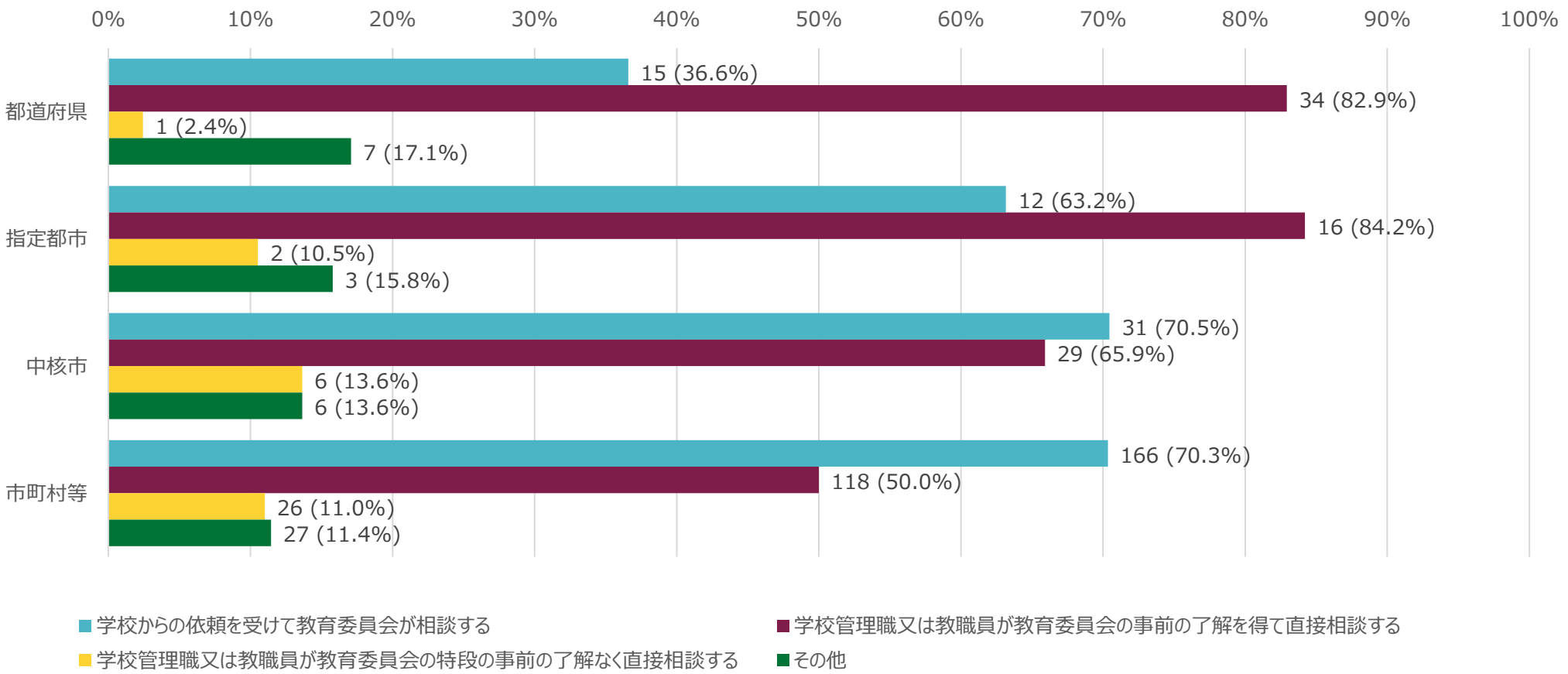


（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

①スクールロイヤー配置済の自治体について

# 学校が相談しやすいよう教育委員会として工夫している取組

文部科学省

- より良い法務相談体制の構築には、体制を整備するだけでなく、現場の理解を醸成し、活用しやすい仕組み作りが必要である。
- 周知や相談手続の簡素化に加え、スクールロイヤーによる研修の実施や、学校訪問等のスクールロイヤーと学校との関係作りに関する取組も行われている。

## 学校が相談しやすいよう教育委員会事務局として工夫している取組（複数回答）

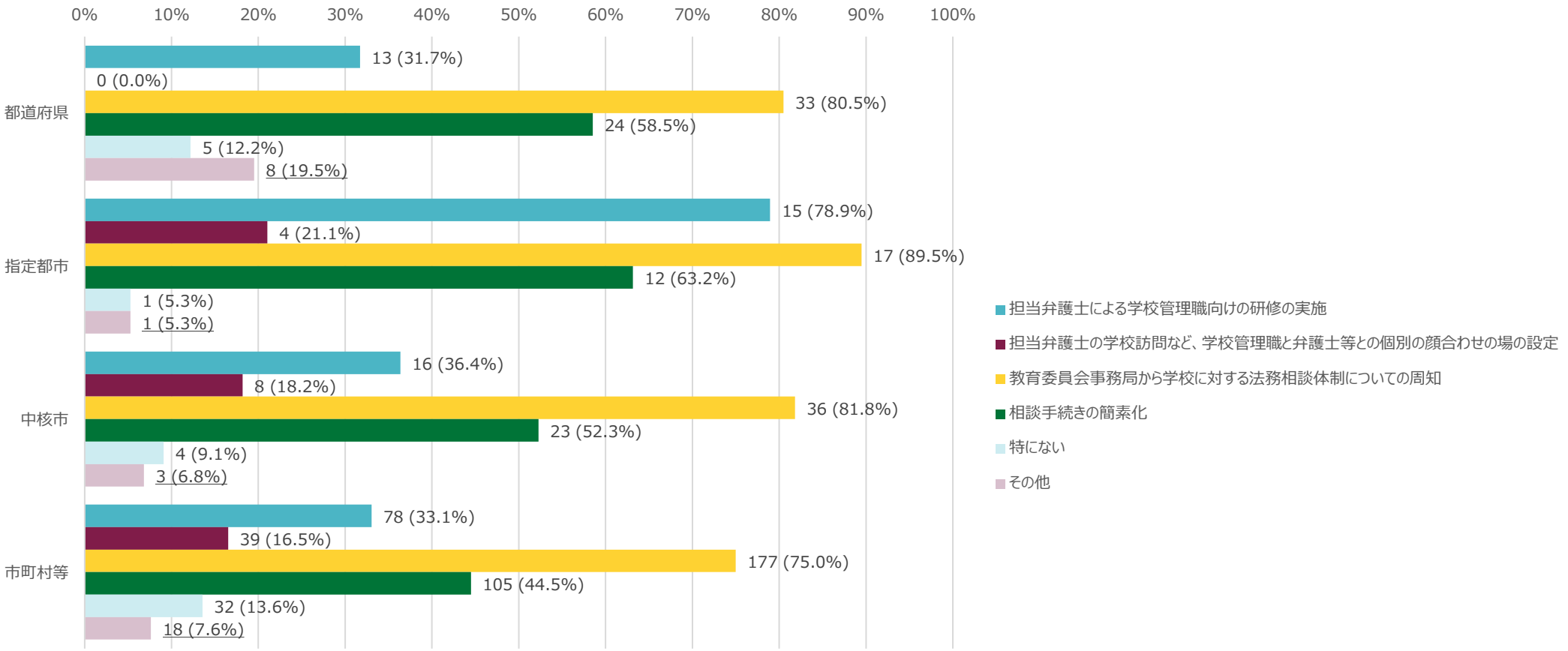


（※）括弧内はスクールロイヤー配置済の自治体に占める割合

（※）数値に誤りがあったため、令和7年３月14日更新（下線部）

## ②スクールロイヤー未配置の自治体について
# 自治体の顧問弁護士等を含むスクールロイヤー以外の弁護士に相談できる体制の有無

文部科学省

- スクールロイヤー未配置の教育委員会であっても
  その多くは自治体の顧問弁護士等の弁護士に相談できる体制を有している。

## 教育委員会として弁護士に相談できる体制の有無

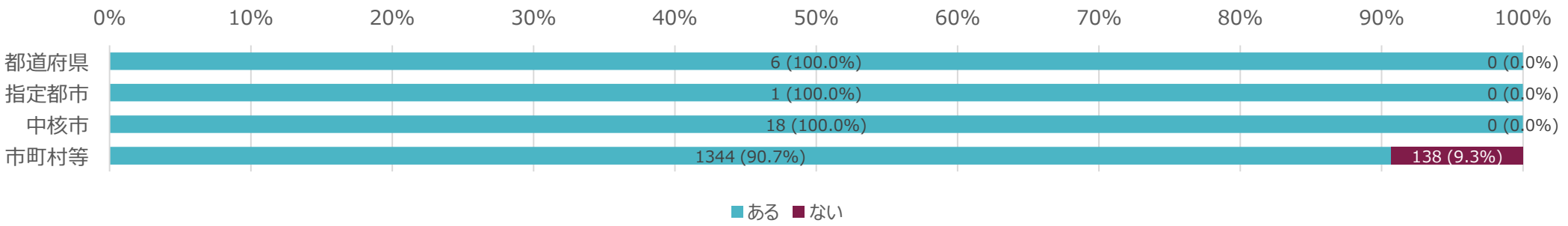


## 教育委員会事務局として相談できる弁護士（複数回答）

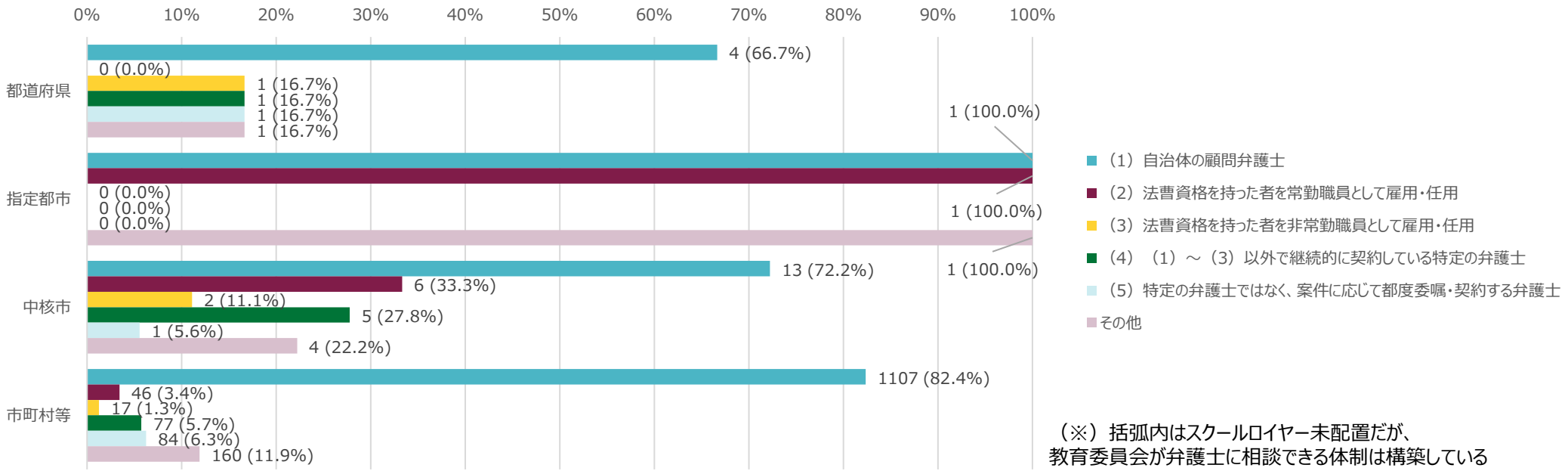


（※）括弧内はスクールロイヤー未配置だが、
教育委員会が弁護士に相談できる体制は構築している
自治体に占める割合

## ②スクールロイヤー未配置の自治体について

# 相談できる弁護士に依頼可能な業務内容

文部科学省

- スクールロイヤーは未配置だが、教育委員会が顧問弁護士等の弁護士に相談できる自治体において、その多くで当該弁護士に学校・教育委員会への「助言・アドバイザー業務」を依頼可能となっている。
- 当該弁護士に「保護者との面談への同席業務」を依頼可能としている市町村等は11.2%ある。
- 当該弁護士に「交渉における代理業務」を依頼可能としている市町村等は18.3%ある。

## 学校・教育委員会が弁護士に依頼可能な業務内容（複数回答）

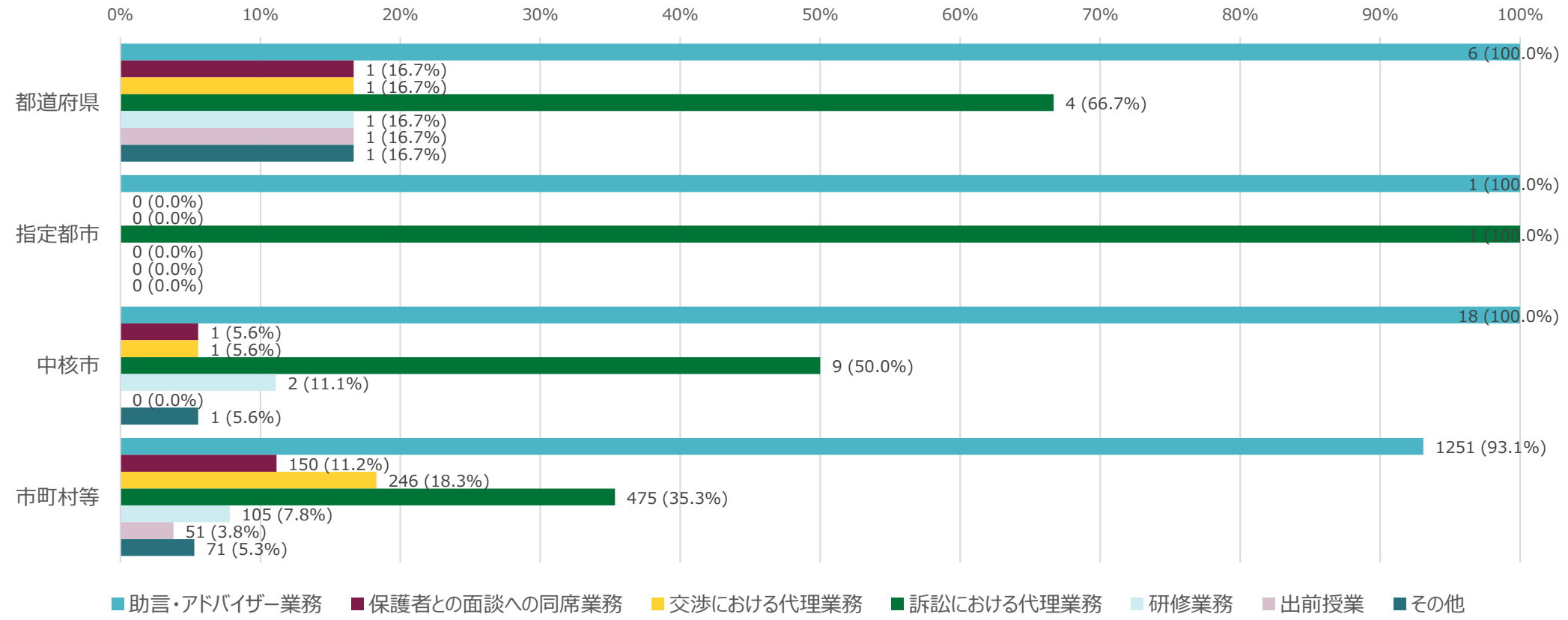


（※）「交渉における代理業務」とは、学校・教育委員会の立場に立った代理人として、保護者等との学校・教育委員会の交渉の窓口となる業務を指し、
「訴訟における代理業務」とは訴訟等において学校・教育委員会の立場に立った代理人を務める業務

（※）括弧内はスクールロイヤー未配置だが、教育委員会が弁護士に相談できる体制は構築している自治体に占める割合

## ②スクールロイヤー未配置の自治体について

# 相談できる弁護士への法務相談案件の内容

文部科学省

- スクールロイヤーは未配置だが、教育委員会が顧問弁護士等の弁護士に相談できる自治体において、当該弁護士への相談案件については、「保護者等からの苦情や要求に係る対応」、「いじめに係る対応」などが多い。

## 弁護士に対する法務相談案件のうち、特に多い内容（１自治体あたり５つまで複数回答）

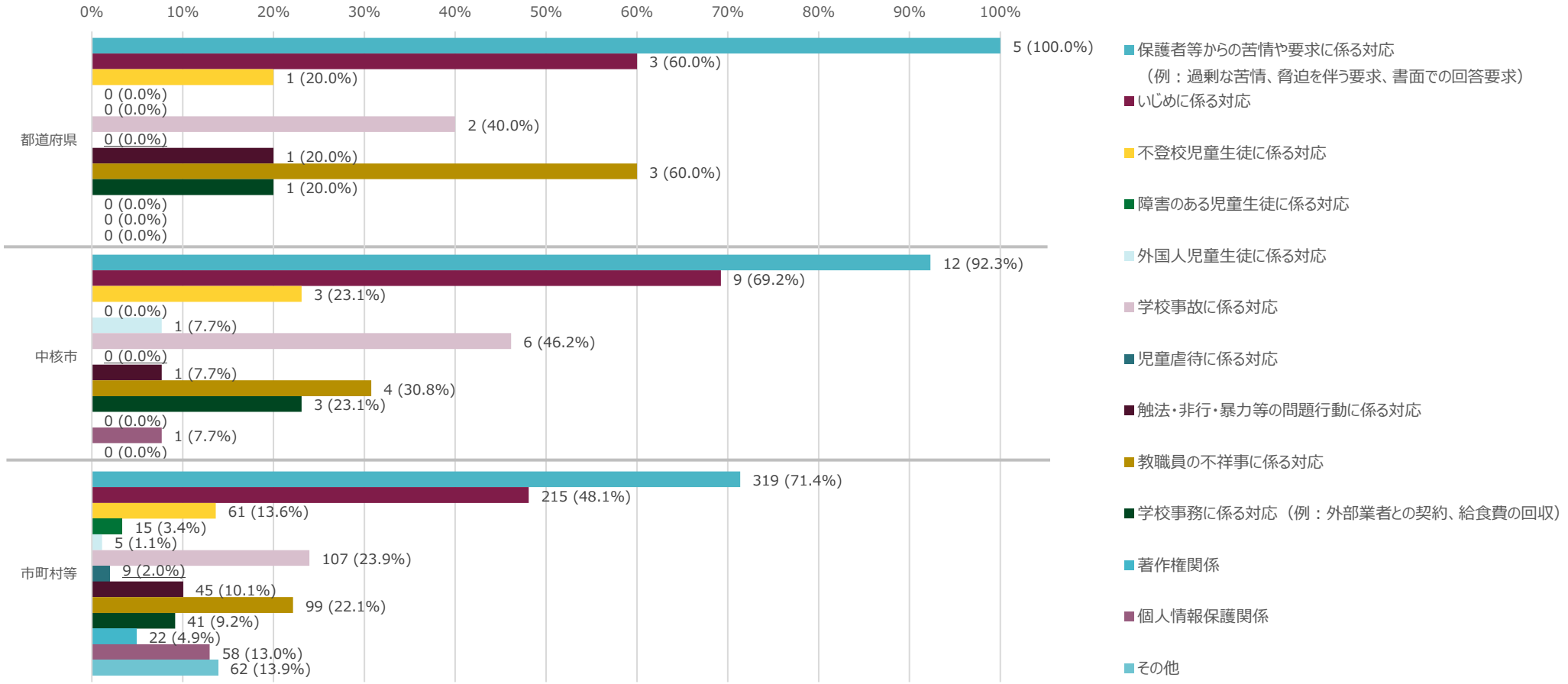


（※）括弧内はスクールロイヤー未配置だが、教育委員会が弁護士に相談できる体制は構築している自治体のうち、令和5年度間に弁護士が対応した学校・教育委員会の法務相談等の年間延べ件数について、1以上と回答した自治体に占める割合

（※）数値に誤りがあったため、令和7年３月14日更新（下線部）

②スクールロイヤー未配置の自治体について

# 今後の教育行政に係る法務相談体制構築の見通し

文部科学省

## 今後、自治体の顧問弁護士とは別にスクールロイヤーを新たに配置することを検討しているか

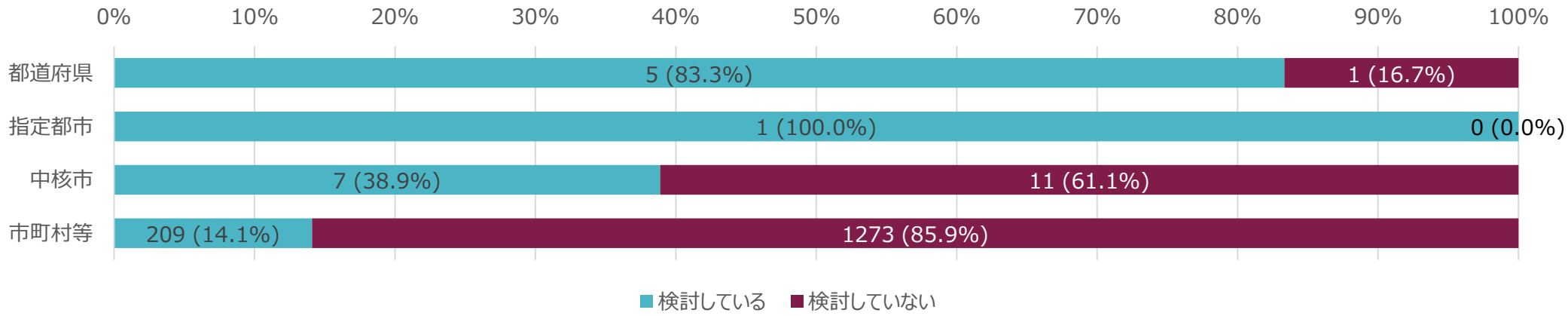


（※）括弧内はスクールロイヤー未配置の自治体に占める割合

## （検討している場合）いつごろ配置予定か

| | 令和６年度中 | 令和７年度以降 |
|---|---|---|
| 都道府県 | 2 | 3 |
| 指定都市 | 0 | 1 |
| 中核市 | 4 | 3 |
| 市町村等 | 57 | 152 |

## ②スクールロイヤー未配置の自治体について

# スクールロイヤーの配置を検討していない理由

文部科学省

- 中核市、市町村等において、スクールロイヤーに相談できる体制の構築を検討していない理由として最も挙げられるのは「自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため」であり、次いで多いのは「予算の確保が難しいため」である。

**今後、自治体の顧問弁護士とは別にスクールロイヤーに相談できる体制を新たに構築することを検討していない理由（複数回答）**

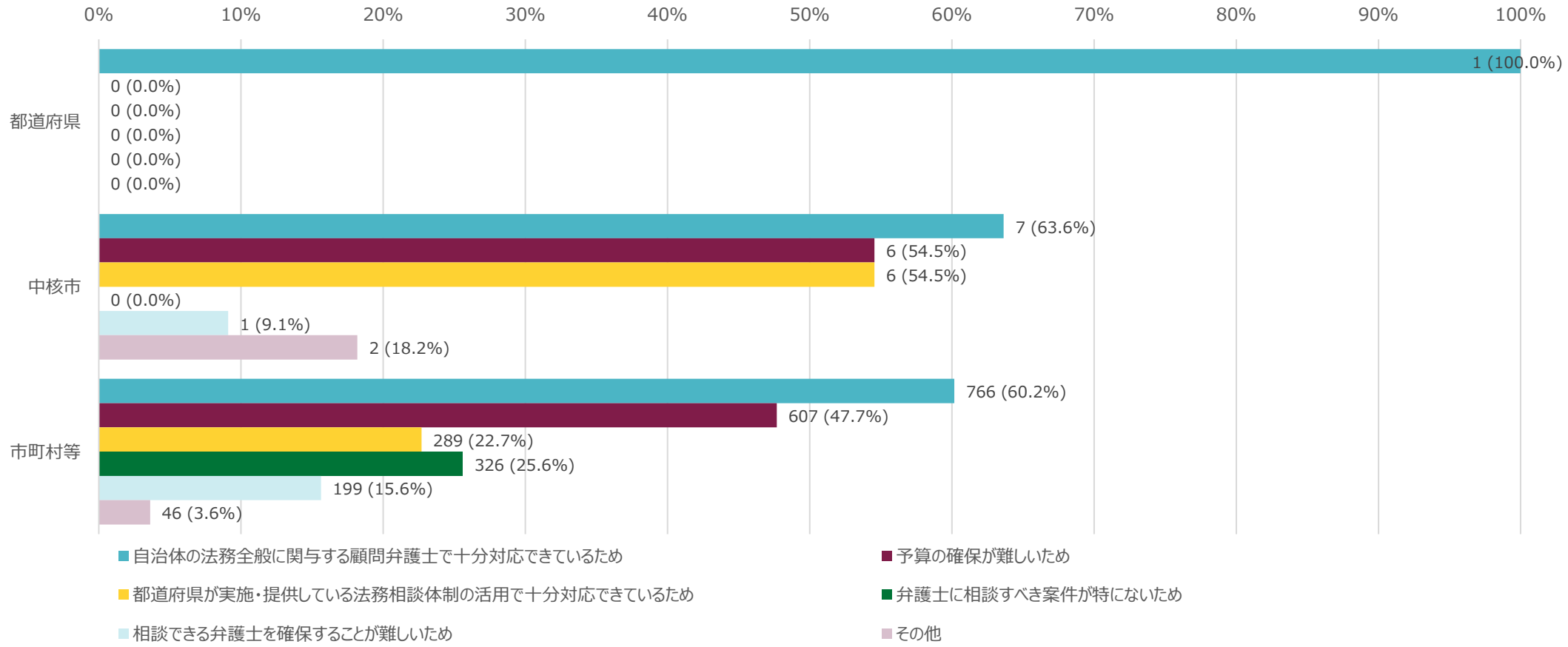


（※）括弧内は、スクールロイヤー未配置でかつ、今後の配置も検討していない自治体（指定都市は該当無し）に占める割合